

ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例（平成12年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（手数料及び実費に相当する費用）</p> <p>第 5 条 第 3 条の事業に係るサービスを利用する者は、当該サービスに係る手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 第 3 条第 1 号から第 5 号までの事業に係る手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) （省略）</p> <p>(5) 第 3 条第 5 号（ア）の事業 1 時間（1 人）につき <u>100 円</u></p> <p>(6) 第 3 条第 5 号（イ）の事業 1 時間（1 人）につき <u>500 円</u></p>	<p>（手数料及び実費に相当する費用）</p> <p>第 5 条 第 3 条の事業に係るサービスを利用する者は、当該サービスに係る手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 第 3 条第 1 号から第 5 号までの事業に係る手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) （省略）</p> <p>(5) 第 3 条第 5 号（ア）の事業 1 時間（1 人）につき <u>500 円</u></p> <p>(6) 第 3 条第 5 号（イ）の事業 1 時間（1 人）につき <u>1,000 円</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>